

横川ダム

環境保全への取り組みの概要



平成20年3月

国土交通省北陸地方整備局
横川ダム工事事務所

はじめに

環境に対する国民の関心の高まりの中で、公共事業で規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施にあたっては、環境影響に対する適切な対応が必要と考えられます。

このような背景から、横川ダムでは、横川ダム周辺の環境の状況を把握するための調査を実施するとともに、それらの結果や事業内容などを踏まえて、環境影響評価法^{*1}を参考に環境影響及びその対策についての検討を進めてきました。

横川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、工業用水の供給、発電を目的として建設された多目的ダムであり、平成20年4月に管理に移行します。本冊子は、横川ダムの管理への移行に際して、これまでの環境保全の取り組み、ダムの供用等に伴う環境影響及びその対策についての検討結果を取りまとめるとともに、今後のモニタリング計画を示したものです^{*2}。また、本冊子に示す検討内容は、ダム等管理フォローアップ制度^{*3}において、一層適切なダム管理を行うための基礎資料として活用するものでもあります。

本冊子により、横川ダムでの環境保全への取り組みの内容をより良くご理解して頂ければ幸いです。なお、本冊子の公表にあたっては、「横川ダムモニタリング部会」の委員の方々をはじめ、多くの方々からご指導を頂きました。厚く御礼申し上げます。

*1)環境影響評価とは：土地の形状の変更、工作物の新設などの事業の実施にあたり、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいいます。わが国における環境影響評価手続きは、昭和59年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」に基づき実施されてきました。平成9年6月には環境影響評価法が公布され、平成11年6月から同法が施行されました。なお、横川ダムにおいては、環境影響評価法の施行前に基本計画が定められているため、環境影響評価法に基づく主な手続きは適用されないこととなっています。

*2)データの取扱いについて：本冊子は、基本的に平成18年度までのデータを用いて取りまとめています。また、重要な動植物の生息・生育位置が特定できるようなデータは、密猟、盗掘等の恐れがあるため、公表を差し控えています。

*3)ダム等管理フォローアップ制度とは：一層適切なダム等の管理を行っていくため、事業の効果や環境への影響等を分析、評価し、必要に応じて改善措置を行うものです。本制度では、各地方において学識経験者からなるフォローアップ委員会を設立し、委員の意見を聞いて、ダムの管理に関わる各種の調査結果を客観的・科学的に分析・検討します。また、その分析結果をとりまとめダム毎に原則として5年ごとに「定期報告書」を作成し、公表することとしています。

目 次

1	横川ダム の 経緯.....	1-1
2	横川ダム事業の目的及び内容.....	2.1-1
2.1	横川ダム の 位置.....	2.1-1
2.2	横川ダム事業の目的.....	2.2-1
2.3	横川ダム の 内容.....	2.3-1
2.4	これまでの環境保全への取り組み.....	2.4-1
3	横川ダム周辺の概況.....	3.1-1
3.1	地域の自然的状況.....	3.1-1
3.2	地域の社会的状況.....	3.2-1
4	調査、予測及び評価の項目.....	4-1
4.1	項目の選定.....	4-1
4.2	項目の選定理由.....	4-2
5	調査、予測及び評価の結果.....	5.1-1
5.1	水環境（水質：土砂による水の濁り、 水温、富栄養化、溶存酸素量）.....	5.1-1
5.2	動物（重要な種及び注目すべき生息地）.....	5.2-1
5.3	植物（重要な種及び群落）.....	5.3-1
5.4	生態系（地域を特徴づける生態系）.....	5.4-1
5.5	景観（主要な眺望地点及び景観資源並びに 主要な眺望景観）.....	5.5-1
5.6	人と自然との触れ合いの活動の場 （主要な人と自然との触れ合いの活動の場）.....	5.6-1
5.7	環境保全措置（まとめ）.....	5.7-1
6	モニタリング調査計画.....	6-1
6.1	モニタリング調査計画.....	6-1
6.2	モニタリング調査工程.....	6-1